

東京大学ハラスメント防止委員会規則

(平成25年3月28日東大規則第113号)
改正 平成29年3月30日東大規則第93号
改正 令和2年3月26日東大規則第160号
改正 令和7年3月27日東大規則第107号

(設置)

第1条 東京大学に、東京大学ハラスメント防止委員会（以下「防止委員会」という。）を置く。

(定義)

第1条の2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ハラスメントとは、セクシュアルハラスメント、アカデミックハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメント、パワーハラスメントその他のハラスメント及びこれらに類する人格権侵害をいう。
- (2) 役員とは、東京大学基本組織規則（平成16年4月1日東大規則第1号。以下「基本組織規則」という。）第4条第1項に掲げる者をいう。
- (3) 教職員とは、基本組織規則第9条及び第10条に掲げる者をいう。
- (4) 学生とは、本学の規則に基づき、入学、聴講又は履修を許可された者をいう。
- (5) 本学の構成員とは、役員、教職員及び学生をいう。
- (6) 部局とは、基本組織規則第3章及び第4章に掲げる組織並びに教育学部附属中等教育学校及び医学部附属病院をいう。
- (7) 申立人とは、ハラスメントの事案に関する申立て（以下「申立て」という。）を行った者をいう。ただし、第8条第1項及び第2項においては、申立てを行おうとする者をいう。
- (8) 被申立人とは、申立ての相手方とされた者をいう。ただし、第8条第1項及び第2項においては、申立ての相手方とされようとしている者をいう。
- (9) 当事者とは、申立人及び被申立人のことをいう。
- (10) 警告通知とは、被申立人に対し、申立てのあった事実を通知し、ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずるよう注意することをいう。
- (11) 調停とは、ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずることに関して当事者の間の合意を目指すことをいう。
- (12) 事実調査による救済措置とは、申立てに係る事実関係を明らかにし、その結果に基づきハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずることをいう。

(任務)

第2条 防止委員会は、ハラスメント並びにこれらに起因する問題（以下「ハラスメント」という。）の防止及び解決のために、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) ハラスメントを防止するための研修及び啓発・広報活動に関する事項
- (2) ハラスメントの相談体制に関する事項
- (3) 部局によるハラスメントの防止及び解決の取組みの支援に関する事項
- (4) ハラスメントの事案の警告通知及び調停に関する事項
- (5) ハラスメントの事案に対する事実調査による救済措置案及び再発防止措置案の策定並びに総長への勧告に関する事項
- (6) ハラスメントの事案に関して懲戒処分が相当であると思料する場合の総長への勧告に関する事項
- (7) その他ハラスメントの防止及び解決のために必要な事項

(組織)

第3条 防止委員会は、委員長、副委員長2名及び委員若干名をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、総長の指名する理事又は副学長をもって充てる。

- 2 副委員長は、総長の指名する教育研究評議会の評議員、評議員経験者又はこれらに準ずる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を招集し、会務を総括する。
- 4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する副委員長が、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、次の各号に掲げる者に総長が委嘱する。

- (1) 理事又は副学長のうち総長が指名する者
- (2) 総長が指名する教授又は准教授
- (3) 総長が指名する臨床心理又は精神医学の専門家
- (4) 総長が指名する学外の法律の専門家
- (5) その他総長が必要と認めた者

(任期)

第6条 前条第2号から第4号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第10条の規定による警告通知班、第11条の規定による調停班及び第12条の規定による事実調査班の班員となった者の任期は、当該班における任務が終了する時まで延長するものとする。

(幹事会)

第7条 防止委員会は、申立ての受理の可否及び事案の取扱いを検討するため、幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、委員長及び副委員長2名をもって組織する。ただし、幹事会が必要と認める場合は、第5条第4号の委員を追加することができる。
- 3 幹事会は、申立てがあった場合には、当該申立てが第8条第1項から第3項の要件

を満たしているかを確認し、申立ての受理の可否を決定する。

- 4 幹事会は、受理を決定した申立てに係る事案について、当該事案の内容及び性質等に応じて、警告通知、調停又は事実調査による救済措置のいずれの手続で取り扱うかを決定する。
- 5 幹事会は、前項の決定にあたっては、特段の事情のない限り、申立人の意向を尊重しなければならない。
- 6 幹事会は、第3項及び第4項の決定にあたっては、必要に応じて、申立人、ハラスメント相談所相談員その他の関係者から事情を聴取することができる。

(ハラスメントの事案に関する申立て)

第8条 ハラスメントの被害を受けたとする者による、防止委員会への、警告通知、調停又は事実調査による救済措置の申立ては、次の各号に掲げる場合に行うことができる。

- (1) 申立人及び被申立人が共に本学の構成員である場合
 - (2) 被申立人が本学の構成員であり、申立人が本学の構成員であった者又は本学の関係者（本学における教育・研究活動及び職務の遂行に関して本学の構成員が接する学外者をいう。以下、本条において同じ。）であるものであり、かつ、当該ハラスメントが本学における教育・研究活動及び職務の関係において発生した場合
 - (3) 申立人が本学の構成員であり、被申立人が本学の構成員であった者又は本学の関係者であるものであり、かつ、当該ハラスメントが本学における教育・研究活動及び職務の関係において発生した場合
 - (4) 申立人が、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和5年法律第25号）第2条第2項に定める特定受託業務従事者であり、被申立人が本学の関係者であるものであり、かつ、当該ハラスメントが本学における教育・研究活動及び職務の関係において発生した場合
- 2 前項各号に規定する場合において、重篤な事案であり、ハラスメントの被害を受けたとする者自らが申立てを行うことが不可能又は著しく困難であると認められる特段の事情がある場合は、次の各号に定める者は、ハラスメントの被害を受けたとする者に代わって防止委員会に警告通知、調停又は事実調査による救済措置の申立てを行うことができる。ただし、第1号の者からの申立ては、緊急かつ重篤な事案に限るものであって、ハラスメントの被害を受けたとする者の意向に十分に配慮したうえで行わなければならない。
- (1) ハラスメント相談所長
 - (2) ハラスメントの被害を受けたとする者と密接な関係にあったと認められる近親者
- 3 前2項に規定する申立ては、ハラスメントとされる行為が行われた時から起算して10年を経過した場合又はハラスメントの被害を受けたとする者が学籍若しくは職籍を喪失してから5年を経過した場合は、することができない。ただし、学位取得に関する研究が継続しているなど配慮が必要な場合は、この限りではない。

- 4 第1項及び第2項第2号の規定による申立ては、ハラスメント相談所を通じて行うことを要する。ただし、ハラスメント相談所を通じることなく行われた申立てについて、防止委員会が受理することを妨げるものではない。

(警告通知班、調停班又は事実調査班の設置)

第9条 防止委員会は、幹事会が申立てを受理し、警告通知又は事実調査の手続で取り扱うことを決定した場合、手続に応じ警告通知班又は事実調査班を設置する。

- 2 委員長は、幹事会が申立てを受理し、調停の手続で取り扱うことを決定した場合、被申立人に対し、調停に応じるか否かの意思を確認する。防止委員会は、被申立人が応じる場合は、調停班を設置し、応じない場合は、調停が成立しなかった旨を申立人に通知する。
- 3 防止委員会は、幹事会が申立ての受理又は不受理を決定した場合、申立人にその旨を通知する。

(警告通知)

第10条 警告通知班は、委員長が防止委員会委員の中から選出した委員2名をもって構成する。

- 2 警告通知班は、必要に応じて、申立人、ハラスメント相談所相談員その他の関係者から事情を聴取したうえで、警告通知を行うことの相当性について審査する。
- 3 警告通知班は、前項の審査の結果を、原則として同班の設置後2月以内に、防止委員会に報告するよう努めなければならない。
- 4 防止委員会は、前項の報告に基づき、警告通知を行うことが相当であると判断した場合、被申立人の所属する部局の長を通じ、被申立人に対し、申立てのあったことを通知し、ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずるよう注意する。
- 5 防止委員会は、申立人が希望し、かつ、防止委員会が警告通知を行うことを適当と判断するときは、被申立人の所属する部局の長に対し、申立てのあったことを通知し、ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずるよう勧告する。
- 6 防止委員会は、前2項の通知にあたって、申立人が匿名とすることを希望する場合には、申立人が特定されないようできる限り注意を払わなければならない。前項の規定による通知を受けた場合における被申立人の所属する部局の長についても、同様とする。
- 7 防止委員会は、第3項の報告に基づき、警告通知を行うことが相当でないと判断した場合、申立人にその旨を通知する。
- 8 第4項の通知を受けた被申立人は、当該警告通知を受けた日から1月以内に限り、防止委員会にそれに対する反論を書面で提出することができる。
- 9 防止委員会は、申立人に対し、第4項に規定する注意及び第5項に規定する勧告の概要並びに前項に基づく書面の提出があった場合はその事実を通知する。
- 10 申立人は、第4項に規定する注意及び第5項に規定する勧告が行われた後においても、防止委員会に調停又は事実調査による救済措置を申し立てることができる。

(調停)

第11条 調停班は、委員長が防止委員会委員の中から選出した委員2名をもって構成する。ただし、幹事会が必要と認めた場合は、第5条第2号の委員又は防止委員会委員以外の本学の教職員を調停班員として1名追加することができる。

2 調停班は、必要に応じて、当事者、ハラスメント相談所相談員その他の関係者から事情を聴取したうえで、ハラスメントの防止及び解決のために必要な措置を講ずることに関する当事者の合意を目指して調停にあたる。

3 調停班は、調停の結果（調停が成立しない場合を含む。）を、原則として同班の設置後6月以内に、防止委員会に報告するよう努めなければならない。

4 申立人は、調停が成立しない場合は、防止委員会に事実調査による救済措置を申し立てることができる。

（事実調査）

第12条 事実調査班は、委員長が防止委員会委員の中から選出した委員2名をもって構成する。ただし、幹事会が必要と認めた場合は、第5条第2号の委員又は防止委員会委員以外の本学の教職員を事実調査班員として1名追加することができる。

2 防止委員会は、被申立人の所属する部局の長を通じ、被申立人に対し、ハラスメントの申立てがあった事実を通知する。

3 事実調査班は、事案の事実関係を明らかにするために、次の各号に掲げる事項を行う。

(1) 当事者及び関係者から事情を聴取すること。

(2) 当事者及び関係者に対して関連する資料の提出を求め、これを受領すること。

(3) ハラスメント相談所その他本部又は部局において設ける各種相談室等に意見照会をすること。

(4) その他事案の事実関係を明らかにするために必要な事項

4 事実調査班は、調査の結果並びに救済措置及び再発防止措置（以下「救済措置等」という。）の要否及びその内容を、原則として同班の設置後6月以内に防止委員会に報告するよう努めなければならない。

5 事実調査班は、事案の事実関係を明らかにする過程において、早期に事態の深刻化を防ぐための対応が必要と判断した場合は、幹事会に次項に規定する事項の検討を要請することができる。

6 幹事会は、前項の要請を受けた場合は、部局の長への教育、研究、就業環境その他ハラスメントに対する防止や救済のための改善勧告の要否及び必要な措置の検討を行う。

7 防止委員会は、前項の検討の結果、幹事会が必要と認める場合は、部局の長に対し改善勧告を行うことができる。

8 部局の長は、前項の改善勧告への対応の結果を速やかに防止委員会に報告しなければならない。

（拡大幹事会）

第13条 防止委員会は、前条第4項の規定による事実調査班の報告の内容について、匿名性、前例との整合性及びその他調査報告書の適正性に関する事項を事前に検討す

るため、拡大幹事会を設置する。

- 2 拡大幹事会は、幹事会の構成員のほか、委員長の指名する2名の防止委員会委員をもって組織する。

(救済措置等の勧告)

第14条 防止委員会は、拡大幹事会による検討を経た事実調査班の報告の内容について審査し、ハラスメントの認定がなされた場合はそれに基づく総長への勧告を決定する。

- 2 防止委員会は、前項の審査の結果に基づき、申立人に対し、事実調査の結果を通知する。

- 3 防止委員会は、第1項の規定による決定に基づき、総長に対し勧告を行う。

(救済措置等の執行)

第15条 総長は、防止委員会の救済措置等の勧告を受けた場合は、被申立人及び被申立人の所属する部局の長に対し、その勧告を踏まえ、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 被申立人の所属する部局の長は、被申立人に対し、事実調査の結果を通知する。

- 3 被申立人の所属する部局の長は、第1項の、総長による措置に速やかに対応し、その対応の結果を総長に報告しなければならない。

(懲戒処分相当の勧告)

第16条 防止委員会は、事実調査班の報告を審査し、懲戒処分が相当であると思料する場合、その旨総長へ勧告することができる。

(申立人への開示)

第17条 防止委員会は、第14条第2項の規定による事実調査の結果の通知を受けた申立人が、第14条第3項における勧告の内容又は第16条における勧告の事実について開示の請求をした場合は、必要と認める範囲において開示することができる。

(再審査)

第18条 第14条第2項の規定による事実調査の結果の通知を受けた申立人又は第15条第2項の規定による事実調査の結果の通知を受けた被申立人は、次の各号の要件のいずれかを満たす場合には、当該通知を受けた日から2週間以内に、一回に限り、防止委員会委員長に再審査を請求することができる。

(1) 事実調査に手続上の重大な瑕疵が認められる場合

(2) 事実調査に際して提出できなかった新たな証拠が発見され、当該証拠が事実認定に影響を及ぼすことが明らかである場合

(3) 事実認定に影響を及ぼすことが明らかな証拠が偽造又は変造により虚偽であったことが証明された場合

- 2 前項の再審査の請求があった場合は、幹事会において再審査の可否を決定する。

- 3 防止委員会は、幹事会において再審査を行うことを決定した場合、既に行われた事実調査とは全構成員を異にする事実調査班を設置し、再審査を行う。なお、この場合

における事実調査班の構成については、第12条第1項の規定を準用する。

- 4 防止委員会は、再審査の結果、第1項の各号の要件のいずれかが認められ、結論に影響を与えるものと判断する場合には、原調査報告の全部又は一部を取り消し、新たな調査報告に基づいて、総長への勧告その他必要な追加の措置を講ずるものとする。

(専門委員会)

第19条 防止委員会は、特定の事項を検討するために、専門委員会を置くことができる。

- 2 前項に規定する専門委員会の任務、組織及び運営については、防止委員会が別に定める。
- 3 専門委員会の委員は、委員長が委嘱する。

(守秘義務)

第20条 委員長、副委員長、委員、警告通知班員、調停班員及び事実調査班員は、その任期中及び任期満了後（委員でない調停班員及び事実調査班員については、班員である間及びその後）において、本規則に基づく手続により知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不当な取扱いの禁止)

第21条 全ての本学の構成員は、申立人及び被申立人をはじめ、事実調査への協力者、事案を担当した防止委員会委員及びハラスメント相談所相談員その他ハラスメントの事案に関わった者に対して報復行為、嫌がらせ、差別的対応、名誉又はプライバシーの侵害等の不当な取扱いをしてはならない。

(当事者及び関係者の義務)

第22条 当事者は、事実調査班より調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力しなければならない。

- 2 関係者は、事実調査班より調査に際して協力を求められたときは、当該調査に誠意をもって協力するよう努めなければならない。
- 3 当事者及び関係者は、この規則に基づく手続により知ることのできた秘密を正当な理由なく漏らしてはならない。

(庶務)

第23条 防止委員会の庶務は、本部労務・勤務環境課において処理する。

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、防止委員会の運営に関し必要な事項は、防止委員会の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 東京大学ハラスメント防止委員会規則（平成12年7月11日制定）
- (2) 東京大学アカデミック・ハラスメント防止委員会規則（平成18年4月1日制定）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行日の前日までに改正前の第9条第1項により予備審査班が設置された事案については、なお従前の第9条から第12条を適用する。